

教師教育における「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラム開発研究（2）  
—「特別活動と学級経営」における試行を含めて—

Developing Lessons for "Teaching Method of Special Activities and Integrated Studies" in Teacher Education (2)

—Including a Trial Practice of Special Activities and Classroom Management—

柴崎直人（岐阜大学大学院教育学研究科）

はじめに

平成28年11月の教育職員免許法の改正に伴い、平成30年度教職課程認定基準の公表と教職課程コアカリキュラムの策定が行われた。その結果、教員養成の現場では大学側の事情をはじめ、文部科学省の説明会資料において組み合わせが可能であることが明記されるなど、特別活動と総合的な学習の時間との組み合わせ開設は不可避の状況となっている。これらを踏まえて、双方を組み合わせた授業科目「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラムの開発を行った。少ない単位数、授業時間の中で効果的な教師教育を展開するために、学習指導要領にも明記されている総合的な学習の時間における特別活動の読み替えを用いて、二つの領域の学びを一つの活動として実施するカリキュラムを開発した。本稿ではその具体的な授業計画や内容、留意点などについて、岐阜大学教育学部において開設している現行の「特別活動と学級経営」において試行する際の留意点と共に検討する。

## 1. 特別活動と総合的な学習の時間の融合

### （1）開発した授業の概要

開発した授業の概要としては、次の通りであった。

「特別活動は、集団活動を基盤とした活動であり、児童生徒の主体的な参加と教師の適切な指導・助言によって教育効果を発揮するものである。そこで、「集団のあり方と教師の関わり方」をキーワードにして特別活動と総合的な学習の時間の考察を深める。具体的には、学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動（部活動）の各内容と総合的な学習の時間の指導の在り方について、実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討する。」

ここで「実際に計画を立案する活動を通して総合的に検討」とあるが、これは特別活動と総合的な学習の時間の関係性を活用して、実際にこの二つの領域を複合的に学べる体験的活動を計画することで、特別活動と総合的な学習の時間の双方の学びを効果的に深めるというものである。学習の深化のためには特別活動の4つの領域すべてと総合的な学習の時間のそれぞれの関係性を探る活動の実施が望ましいが、2単位15時間という中では困難であるため、「学校行事」に焦点化して、総合的な学習の時間との効果的な学びを果たすことを考案した。

### （2）組み合わせ学習の根拠

学校行事と総合的な学習の時間とを組み合わせた学習方法を用いることについて、学習指導要領にその根拠となる記述が見られる。

平成29年3月告示の小学校学習指導要領（以下「学習指導要領」）では、「第1章 総則第2 教育課程の編成(2) 授業時数等の取扱い」において、次のように示されている。

「エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」

つまり、児童生徒の学びにおいて、総合的な学習の時間における活動の一部を特別活動の学校行事の学習活動として読み替えることが可能であることが示されている。

これはまた同時に、教師の側においては、総合的な学習の時間を特別活動の時間として読み替える際に相応の知見が求められるということでもある。それに関して、平成 29 年 3 月告示の小学校学習指導要領解説（以下「学習指導要領解説」）では、「第 3 章第 2 節 3 の(2) 授業時数等の取扱い ⑨ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替」において次のような指摘がなされている。

「総合的な学習の時間において、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、よりよい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができる」遠足・集団宿泊的行事と、
- ・ 総合的な学習の時間に行われるボランティア活動は、社会との関わりを考える学習活動として行われると同時に、「勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないとすることも考えられる。このため、本項により、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認めている。」

このように、総合的な学習の時間において、特別活動としての学びが得られると判断することができるならば、これをもって特別活動の学習を行ったとしてよいということになるわけで、これは学習時間の確保に苦心する教育現場に即した、きわめて現実的な措置といえる。実際に援用する現場が少なくないことが想定されるため、教師を目指す学生においては、とくに重点的に学んでおく必要があるだろう。

このようなことから、「総合的な学習の時間の一部としての特別活動」という枠組みを用いた教師教育は、教育現場に即した、より現実的な手法ということが出来る。

### (3) 組み合わせ学習における留意点

注意せねばならないのは、特別活動で体験活動を行ったことをもって、それをそのまま総合的な学習の時間とすることは認められない、という点である。あくまでも総合的な学習の実施により、特別活動の学校行事を実施した場合と同様の学習成果がみられることが条件となる。

学習指導要領解説には「総合的な学習の時間と特別活動との関連を意識し、適切に体験活動を位置付けるためには、次のような点に十分配慮すべきである」として、

- ・ 修学旅行と関連を図る場合は、その土地に行かなければ解決し得ない学習課題を児童自らが設定していること
- ・ 現地の学習活動の計画を児童が立てること
- ・ 現地では見学やインタビューの機会を設けるなど児童の自主的な学習活動を保障すること
- ・ 事後は解決できた部分をまとめ、解決できなかった部分を別の手段で追究する学習活動を行うこと

とあり、一連の学習活動が探究的な学習となっていることを必要条件として挙げている。

また、活動時間の分別にも留意が必要である。

たとえば集団宿泊的行事として修学旅行（3日間18時間）を実施した場合、その中の1日6時間を探究的な活動として行ったとするならば、6時間は総合的な学習の時間としてカウントすることができ、学校行事（集団宿泊的行事）は12時間として計算することとなる<sup>(1)</sup>。

これについて学習指導要領解説では、

「必ず総合的な学習の時間の目標及び内容を踏まえたものであること、探究的な学習の過程に位置付いていることなどを満たさなければならない。その上で実際に総合的な学習の時間の要件を満たす活動の時数だけを正確に算出して、総合的な学習の時間の時数として計上することが求められる。」とある。

さらに、学習指導要領解説にも指摘があるように、ある特定の教科の補充学習活動や、文化祭、運動会などの準備といったものは総合的な学習の時間の趣旨になじまないため、総合的な学習の時間として読み替えることはできない。これは平成 20 年の学習指導要領解説から明記されているが、十分な改善が図られていないという指摘が平成 29 年の学習指導要領解説ではなされている。

以上のような点に留意して、総合的な学習の時間と特別活動の組み合わせ学習を展開させる必要があると考えられる。

## 2. 授業計画

### (1) 半期(2単位) 授業計画

以上を踏まえて、授業計画として次のようなものを考案した。

- 第1回：教育課程における学級経営、特別活動及び総合的な学習の時間の位置づけ及び意義と役割
- 第2回：特別活動及び総合的な学習の時間の歴史と学級経営
- 第3回：学級活動・ホームルーム活動と総合的な学習(意義と役割・指導法・指導実践事例)
- 第4回：児童会活動・生徒会活動と総合的な学習(意義と役割・指導法・指導実践事例)
- 第5回：クラブ活動・部活動と総合的な学習(意義と役割・指導法・指導実践事例)
- 第6回：学校行事と総合的な学習①(意義と役割・指導法・指導実践事例)
- 第7回：学校行事と総合的な学習②(総合的な学習と関連した学校行事の企画：グループワーク論)
- 第8回：学校行事と総合的な学習③(総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的の重要性)
- 第9回：学校行事と総合的な学習④(総合的な学習と関連した学校行事の企画：役割分担と責務)
- 第10回：学校行事と総合的な学習⑤(総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的と日程の関連)
- 第11回：学校行事と総合的な学習⑥(総合的な学習と関連した学校行事の企画：教員の留意点とは)
- 第12回：学校行事と総合的な学習⑦(総合的な学習と関連した学校行事の実践)
- 第13回：学校行事と総合的な学習⑧(総合的な学習と関連した学校行事の報告・総括)
- 第14回：児童生徒の参加を促す指導方法(ワークショップ論)
- 第15回：特別活動及び総合的な学習の評価と今後の課題

この計画における重要な学習活動が「総合的な学習と関連した学校行事の企画」である。

学校行事の企画については、長沼豊の「模擬行事実習」の手法を用いた<sup>(2)</sup>。

前述のように小学校学習指導要領の第1章総則第2教育課程の編成(2)授業時数等の取扱いにおいて、「エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とあり、総合的な学習の時間における特別活動の読み替えについて可能とする解釈が示されていることから、本授業計画案ではこれを用いて、特別活動と総合的な学習の時間の学びを、一つの活動の中で同時に果たそうと試みている。

### (2) 各回内容及び留意点

#### ①教育課程における学級経営、特別活動及び総合的な学習の時間の位置づけ及び意義と役割

日本の教育システムにおいて、学級経営、特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれどのような位置にあり、どのような意義と役割を担っているのかを概説する。

日本の教育の目的の確認をはじめ、家庭教育、社会教育、学校教育、生涯学習という日本の教育システムを概観し、その中で学校教育はどのような存在であるのかを把握させる。

とくに学校教育との関連について最初の時間において確認しておきたい。

家庭教育については、学校が家庭と関わるうえで、その援助の役を果たす必要が生じる点や、そのために必要な教師の資質などについて指摘しておく必要があるだろう。

社会教育については、社会教育施設に種別と、学校教育との関連を再認識させる必要がある。学校教育においては特別活動の領域で社会教育施設を活用する機会が多く、また、その存在の認知はこの後の授業における諸活動の充実に寄与することになる。

生涯学習については教育基本法の改正に関しての言及から、生涯学習を充実させる種を学校教育において確実に撒いておくという点を認識させることに留意すべきである。

以上の内容を踏まえて、学習指導要領と教育課程の内容について概説し、小学校・中学校・高等学校の学習指導要領の項目を板書し、確認させる。例えば次のような板書である

〔高等学校〕	〔中学校〕	〔小学校〕
1 各教科 (道徳教育)	1 各教科	1 各教科
	2 特別の教科 道徳	2 特別の教科 道徳
		3 外国語活動
2 総合的な学習の時間	3 総合的な学習の時間	4 総合的な学習の時間
3 特別活動	4 特別活動	5 特別活動

これらの学校種と教育課程の内容との関係、とくに道徳教育と特別活動の関係については重要であるので、時間が足りなくなったとしてもこの点に言及することを欠くことのないよう配慮が必要であろう。

また、学級経営と道徳教育との関連については、とくに学級経営や学級活動の年間指導計画を手掛かりとして学生に意識させ、理解を深めるような働きかけが求められるだろう。

## ②特別活動及び総合的な学習の時間の歴史と学級経営

特別活動と総合的な学習の時間の内容を掘り下げて理解させる授業である。

戦後の「自由研究」から現在の「特別活動」に至る歴史を概観するとともに、時代による変遷がなぜなされてきたのかを捉えさせることで、特別活動の構造を理解させる。

また、現在の特別活動の内容を学校種別に示すことで、現代の学校教育の課題について気づかせ、考えさせることに留意する。

学校種別の板書については、例えば次のようなものである。

〔高等学校〕	〔中学校〕	〔小学校〕
1 ホームルーム活動	1 学級活動	1 学級活動
2 生徒会活動	2 生徒会活動	2 児童会活動
3 学校行事	3 学校行事	3 クラブ活動
		4 学校行事

同種の活動においても学校種によって用いる語が違うのはなぜかを考えさせることは、教育制度や教育法規などに関する興味関心を引き出すことが可能である。

また、クラブ活動が小学校にしか存在しない点について検討させることは、現代の教育における諸課題を認識させるうえで重要な学習活動となるだろう。

また、学級活動・ホームルーム活動と学級経営との関連についても不可分であることを理解させる必要がある。これについては年間指導計画を作成させる課題を与え、それを基にどのような学級にしたいか、それはなにによって担保されるのか、などを検討させることで果たされると考える。

## ③学級活動・ホームルーム活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）



前の時間で与えた課題を元に、学級活動・ホームルーム活動の年間計画を学生同士で評価しあい、それぞれの工夫や長所を学び合い、不足する点を補い合うグループワークを行う。

学級活動・ホームルーム活動の年間計画については、学生自身の過去体験を基にすることが予想される。しかしその場合は定期試験前に「自習」や「補講」が設定されたり、頻繁に「席替え」が行われて一年で十時間近くも席替えで費やされるようなもの、一年のほとんどが学校行事の準備で費やされるようなものや、3年生の受験期には「受験のためなし」とするものといった不適切な計画が想定される。年間計画については、学級活動・ホームルーム活動の内容と意義を何度も確認させつつ修正を施すよう促さねばならない。

また、総合的な学習の時間の意義について、指導実践例の資料を基に検討し、学びあうグループワークを行う。総合的な学習の時間における課題解決については、学級活動・ホームルーム活動の内容である「諸問題の解決」とリンクさせることで、その重要性についていっそう認識を深めさせることができる。

#### ④児童会活動・生徒会活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）

児童会活動・生徒会活動に関しての学生の認識は、生徒会長や書記など「生徒会役員」による活動である、という程度であることが多い。

学習指導要領の文言を確認することで、すべての児童・生徒をもって組織する会であることを深く理解させる作業が必須である。

また、小学校・中学校・高等学校ではどのような生徒会活動を行ってきたのかを思い出させて、それが学習指導要領上でどのように示されているのかを確認させることで、自身の過去体験を価値づけさせる。それをもって、実は児童会活動・生徒会活動をしっかり行ってきたという認識を持たせたい。

もし活発でなかったならば、それはなぜか、どうすれば活動が活性化するのかを考えさせ、グループで検討させ、全体でそれを共有させるよう課題を与える。

とくに意識すべきは、児童会活動・生徒会活動の内容として、「学校生活の課題を見いだし解決する」ことがあり、そのために組織を作り、役割を分担し、計画を立て、話し合い、合意形成を図り実践する学びが設定されていることである。総合的な学習の時間における各自の課題解決の学びが、ここでは特別活動の特性である「望ましい集団活動」を通じて実践されることを留意させる必要があるだろう。この時間は総合的な学習の時間の役割について、指導実践例の資料を基に検討し、学びあうグループワークを行うとともに、児童会活動・生徒会活動の内容である「学校生活の課題を見いだし解決する」とリンクさせることで、その重要性についていっそう認識を深めさせたい。

#### ⑤クラブ活動・部活動と総合的な学習（意義と役割・指導法・指導実践事例）

クラブ活動は小学校のみに存在する特別活動の内容である。異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動について、その計画を立てて運営することに自主的・実践的に取り組むことを通して、さまざまな学びを得ようとする活動である。

部活動については特別活動の内容ではないが、関連が深い教育課程外活動としてとりあげる。

中学校の学習指導要領には

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」とある。

つまり部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、教育課程外の活動ということである。よって部活動はその実施が各学校に委ねられており、本来はオプションの活動なのであるが、実際には全国のほとんどの中学校・高等学校で実施されている。

部活動については、日本部活動学会会長である長沼豊が、「中学・高等学校の教員の負担の主要因が部

活動であることを考えると『部活動改革なくして働き方改革なし』である」と指摘している<sup>(3)</sup>ように、従来見過ごされてきたもの、見ないようにしてきたものを取り上げて議論する動きが生じている。これもまた現実世界における課題解決のムーブメントであり、教師を目指す学生においては格好の教材となり得るものであろう。

また、部活動の指導とその諸課題について取り上げるとともに、この時間は総合的な学習の時間の指導法について、指導実践例の資料を基に検討し、学びあうグループワークを行うことで、その重要性についていっそう認識を深めさせたい。

#### ⑥学校行事と総合的な学習④ (意義と役割・指導法・指導実践事例)

この授業計画の中核をなすともいえる重要な学習活動、「総合的な学習と関連した学校行事の企画」のスタートの回である。

学校行事の種類を学習指導要領で確認し、学校行事のねらいと意義を理解したうえで、これから数回にわたってグループワークを行う課題を示す流れをとる。

課題は、「総合的な学習の時間の一環として、ある場所に遠足に行く1日の指導案を作成する」というものである。

##### a. 総合的な学習の時間の指導計画案について

総合的な学習の時間の指導計画案については、次のような項目を記入するワークシート (A4×1枚) を班ごとに配布し、作業にあたらせる。

##### 1. 単元について

- (1) 単元名 (テーマ)
- (2) 単元設定の理由 (単元観・教材観・指導観など)
- (3) 単元の指導計画
  - ① 単元の目標・ねらい
  - ② 単元の指導計画・構想など

##### 2. 本時について (遠足当日の活動)

- (1) 本時の目標・ねらい (総合的な学習の時間としての目標)
- (2) 本時の活動について (活動内容の説明)

これらは詳細に記述するというよりも、総合的な学習の時間の単元としての概略を示すことを目的としている。そのためにも、学習指導要領の記述と照合しつつ、これらの項目について確実に何を記述すべきかを検討させる点に留意する。

##### b. 遠足の指導案について

遠足の指導案作成に際しての条件は、長沼の作成した教師教育エクササイズ「学校行事を企画しよう」<sup>(4)</sup> に準じて以下の通りとする。

- 架空の学校から校外へ児童生徒を引率する日帰りの行事であること
- 中学2年生の行事であること
- 公立・私立や共学・別学の種類は各グループで自由に決めること
- 児童生徒数は1クラス30人×3クラス、引率教員数は6人(グループの人数) とすること
- 現地集合、現地解散は可、なお公共交通機関を利用すること
- 午前8時30分以降に始まり、午後5時以前に終了すること

遠足の指導計画案については、次のような項目を記入するワークシート (A4×1枚) を班ごとに配布し、作業にあたらせる。

- ① 行事の名称
- ② 目的地
- ③ 行事の目的

④教員役割分担：校長・担任A・担任B・担任C・養護教諭・副担任の6役

⑤日程：内容や交通手段等を詳細に記述すること

⑥教員の留意する点：各々の内容ごとに詳細に記載すること

⑦費用総合計：児童生徒1人あたりの所用金額を示す

各班で協議を進める際には、各個人にそれぞれ役割を設定し、それに応じたロールプレイに務めるよう指示をする。

○校長……学校全体の立場から発言する役

○担任A……司会をして、意見をまとめる役(学年主任)

○担任B……協議の内容をふまえ、記録をする役

○担任C……特にアイデアをどんどん出す役

○養護……特に児童生徒の安全・健康面に留意した発言をする役

○副担任……意見が出るような雰囲気作りに気を配る役

このように、計画作成段階から発表、検討に至るまで、教師としてのロールプレイをしつつグループワークを進めていくことになる。

⑦学校行事と総合的な学習②(総合的な学習と関連した学校行事の企画：グループワーク論)

本時はグループワークの種類やテーマ設定および進行に関する留意点などに関する指導を行い、特別活動におけるグループワークと総合的な学習の時間におけるグループワークの目的の違いなどを理解させるとともに、遠足の計画に関する話し合いを進める。

遠足の計画立案については、前時に各人が遠足の候補地を決めるための資料を持参し、グループ内で共有することを指示しておく。可能な限り、書籍を用いることを指示しておくことよい。学生においてはネット環境があるから不要である、と考えることが予想される。しかしながら、インターネットにおける検索は目的地が決定して初めてその効果が十分に発揮されるものであり、この段階で用いてもいざらにいくつかの既知の候補地をザッピングするにとどまるであろう。まずは旅行誌やガイドブックを用いて大まかに候補地を検討するよう指導するべきである。

⑧学校行事と総合的な学習②(総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的の重要性)

学校行事は各学校において、ある定まった時期に、同様の内容で実施されることが多い学習活動である。そのため、「なぜその活動をするのか」という目的意識が希薄であっても、「例年通り」に実施していればさしたる問題もなく進むことが多い。

しかしそれでは十全なる学習の効果は望めないであろう。ややもすると、「楽しければそれでよい」という活動で終わってしまう可能性も含んでいる。そのためには、行事のねらいは何であるのか、この行事を通してどのような学びが得られるのか、という点について、教師は常に考え続けていく必要がある。

本時においては、各班の計画の中間発表を通じて、目的の重要性をあらためて認識する学びを得る。遠足計画の目的欄においては、とくに「自然や文化に親しむ」という学習指導要領の文言が多々見られる。そこで、「何をもって自然に親しんだといえるのか」「何をもって文化に親しんだといえるのか」について意識して問いを発し、「何のための遠足であるのか」を再認識させるものである。

また、「ただ楽しいだけの遠足」ではなく「特別活動としての学びが多い遠足」であることが大切であるため、あたかも「社会科見学」などの教科の学びが主たる目的となっている計画についての指導が重要であろう。教科の学習につながる学びは歓迎すべきだが、それが主たる目的とならないような配慮が求められるであろう。

⑨学校行事と総合的な学習②(総合的な学習と関連した学校行事の企画：役割分担と責務)

計画立案が進むと、それぞれの役割を意識したロールプレイがないがしろにされていくことが予想される。そこで、今一度「役割」について認識させる指導を行う。

とくに養護教諭の役割とその重要性に関する各グループの見解を問うなどして、全体で意見の共有と再認識がなされるように配慮する必要がある。それは遠足計画における養護教諭の配置をはじめとして、担任や副担任、校長などの学校教職員の役割の理解の深化にもかかわる学習となる。

⑩学校行事と総合的な学習②（総合的な学習と関連した学校行事の企画：目的と日程の関連）

この時点で、今一度、遠足の日程や学習内容が、目的を達成するにふさわしいものであるかを検討する。本時で取り上げるべきは「自由時間」の意義である。

学生は遠足の活動内容として、比較的安易に自由時間を設定するであろう。しかし意識させるべきは、その自由な時間が、遠足の目的を達成させるためのものとなっているか、という点である。遠足における自由は、ともすれば「何も学ばない自由」に置き換わってしまう恐れがあることを認識させなくてはならない。遠足の目的は何か。この時間はそれに向けてどのような活動が期待されるのか、しっかりと検討させたい。

⑪学校行事と総合的な学習②（総合的な学習と関連した学校行事の企画：教員の留意点とは）

本時で遠足の話し合い活動は終了である。計画案を充実させるために、遠足の各活動における留意点を最後まで深く検討させたい。とくに活動場所における教師の配置について過不足がないかを確認させ、計画表を提出させる。提出は総合的な学習の時間の学習指導案と、遠足の計画案の2種である。

それを投影もしくは印刷するなどして全員にすべての班の書類が確認できるようにして、最も望ましいと考える遠足の計画をひとつ選択する方法も考えられる。

このプロセスを通じて、学級・ホームルーム活動や児童会・生徒会活動の学びにつなげることも可能である。

⑫学校行事と総合的な学習③（総合的な学習と関連した学校行事の実践）

前時において最良の計画を選出した場合は、任意のある日曜日に全員で「遠足」を実施する。その際には計画を立案した班が引率教員チームとなり、教師としてのロールプレイを実行しつつ他の学生を中学生として引率することになる。

遠足を行わない方法としては、

a.各班からの発表

b.実踏報告形式の発表

の2種が考えられよう。

各班からの発表については、それぞれの班の代表者が計画の概要を解説し、工夫した点、苦労した点などを報告する。それに対しての質疑応答などをもって、学校行事実施の際の留意点などを全体で共有していく。

実踏報告形式の発表については、各班のメンバーが全員で遠足の場所に赴き、計画通りの活動を行い、それについてレポートする形式である。この形式についてはとくに、現地に行かなければ気づかなかったこと、現地でわかったこと、感じたことなどを中心に報告させることで、実地踏査の重要性を体感することができるであろう。

⑬学校行事と総合的な学習④（総合的な学習と関連した学校行事の報告・総括）

前時の発表を踏まえて、最終的にこの活動全体を通じて気付いたこと、学んだことをまとめ、全体に報告し、共有し、総括を行う。それと共に、総合的な学習の時間と特別活動の関係性についてあらためて確認することで、さらなる認識の深まりが期待できる。

⑭児童生徒の参加を促す指導方法（ワークショップ論）

ワークショップは、課題を与えられて訓練したり、創作活動を体験するなどしつつ学習者が相互に意見交換を行い、その過程で気づきや学びを発展させていく形式の学習方法である。

本時においてはワークショップの教育的意義やその効果、またワークショップを行うに際して活動に先立ち行われるアイスブレイクや、振り返りの重要性とその手法を学ぶ。また、ファシリテーター



に求められる資質・能力に関して理解を深め、実践を行う。

特別活動においてはその活動形態に応じて、ディベート、ロールプレイ、バズセッション、パネルディスカッション、構成的グループエンカウンターなど多くの手法が現場に導入され定着しているが、とくに構成的グループエンカウンターに触れ、その理論的背景と手法について理解を深める。

#### ⑮特別活動及び総合的な学習の評価と今後の課題

特別活動は学校教育における学習活動であり、その評価も当然ながら行われなくてはならない。しかし数値による評定ではなく、学習指導要領にあるように、児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすることが求められる。特別活動においてはとくに、児童一人一人のよさや可能性を積極的に認めるようにするとともに、自ら学び自ら考える力や、自らを律しつつ他人とともに協調できる豊かな人間性や社会性など生きる力を育成するという視点から評価を進めることが重要である。

また、総合的な学習の時間においては、活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、児童のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することとし、指導要録の記載などにおいては児童にどのような資質・能力が身に付いたかを文章で記述することとしている。

本時においては以上の点について学ぶとともに、15回の授業を通じて学んだ内容を振り返るものとする。

### 3. 「特別活動と学級経営」において試行する際の留意点

一足早く、現行のカリキュラムの範囲内で特別活動と総合的な学習の時間を組み合わせた学習を実施することを目的としたとき、その授業計画における留意点を検討する。

#### （1）現行の「特別活動と学級経営」の授業計画

平成30年度実施の「特別活動と学級経営」における授業計画はつぎのとおりである。

- ① 教育課程における特別活動の位置づけと学級経営・生徒指導との関係
- ② 学習指導要領における特別活動の意義と役割
- ③ 特別活動の歴史
- ④ 学級活動・ホームルーム活動①（意義と役割）
- ⑤ 学級活動・ホームルーム活動②（指導法）
- ⑥ 学級活動・ホームルーム活動③（模擬授業1）
- ⑦ 学級活動・ホームルーム活動④（模擬授業2）
- ⑧ 児童会活動・生徒会活動①（意義と役割）
- ⑨ 児童会活動・生徒会活動②（指導法）
- ⑩ 学校行事①（意義と役割）
- ⑪ 学校行事②（指導法）
- ⑫ クラブ活動・部活動
- ⑬ 各内容の指導実践事例
- ⑭ 児童生徒の参加を促す指導方法（ワークショップ論）
- ⑮ 特別活動の可能性と今後の課題

特別活動は集団活動を基盤とした活動であり、学級経営と生徒指導の視点を活かし、児童生徒の主体的な参加と教師の適切な指導・助言によって教育効果を発揮するものである。そこで、この授業計画は、「集団のあり方と教師の関わり方」をキーワードにして考察を深めるよう意図している。具体的には、学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事、クラブ活動（部活動）の

各内容の指導の在り方について検討する。以上が授業の概要である。

(2) 特別活動と総合的な学習の時間を組み合わせた学習を組み込んだ場合の授業計画試案

上記の計画の中に加えるべきは、総合的な学習の時間に関する学習指導要領の学習と、遠足計画の立案に関する内容である。現行の内容を損なわずに新たな内容を組み込んだ場合、次のようなものが考えられる。

- ① 教育課程における特別活動、総合的な学習の時間の位置づけと学級経営・生徒指導との関係
- ② 特別活動、総合的な学習の時間の歴史及び学習指導要領における意義と役割
- ③ 学校行事、総合的な学習の時間の意義、役割、指導法、遠足計画についての説明
- ④ 学級活動・ホームルーム活動① (意義と役割)、遠足計画の立案
- ⑤ 学級活動・ホームルーム活動② (指導法)、遠足計画における目的の重要性
- ⑥ 学級活動・ホームルーム活動③ (模擬授業)
- ⑦ 児童会活動・生徒会活動 (意義、役割、指導法)、遠足計画の検討
- ⑧ 遠足計画における役割分担と責務
- ⑨ 遠足計画における目的と日程の関連
- ⑩ 遠足計画の実践
- ⑪ 遠足計画の報告・総括
- ⑫ クラブ活動・部活動 (意義、役割、指導法)
- ⑬ 各内容の指導実践事例
- ⑭ 児童生徒の参加を促す指導方法 (ワークショップ論)
- ⑮ 特別活動の可能性と今後の課題

(3) 試行する際の留意点

上記の試案については、第4回から第7回まで、前半が講義で後半にグループワークの構成となっており、時間の配分に困難を生じる可能性がある。

とくに第6回においては学級活動・ホームルーム活動の模擬授業に向けた指導と遠足に関するグループワークが重なるので、配付資料を活用するなどして学生の混乱を避ける工夫を施さねばならない。

また、第11回における遠足計画の総括は、その後の第13回の「各内容の指導実践事例」においても活用される必要があり、そこで得られた知見を第15回の「特別活動の可能性と今後の課題」でそれをさらに発展させるなど、第11回の時点で終わりにすることなく、その後の指導に活用することを見越した総括を意識すべきであろう。

おわりに

今後は本稿で示したような、特別活動と総合的な学習の時間を組み合わせた学習について実践し、得られたデータを集計・分析・報告したいと考えている。

引用文献

- (1) 岐阜県学校間総合ネット, <https://www.gifu-net.ed.jp/ssd/sien/21qahpgenkou/qanda/tokkatsu/14tokkatsu04.pdf>, 2019年1月7日最終確認)
- (2) 林幸克・長沼豊「教職課程科目『特別活動の研究』の学習効果に関する研究」, 日本特別活動学会紀要第16号, pp.53-63
- (3) 長沼豊・柴崎直人・林幸克「特別活動の理論と実践」, 電気書院, 2018, p.173
- (4) 同前書. pp.140-141